

船舶事故調査報告書

平成29年7月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年10月12日 10時15分ごろ
発生場所	鳥取県湯梨浜町羽合漁港北方沖 泊灯台から真方位311° 4.0海里付近 (概位 北緯35° 33.7′ 東経133° 52.7′)
事故の概要	漁船西若丸は、漂流中、また、漁船恵栄丸は、南進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年3月9日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 西若丸、1.4トン TT3-9884（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 恵栄丸、1.3トン TT3-9809（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長A）
損傷	A 右舷船尾部外板に擦過傷等 B 船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、漂流中、船長Aが、A船に向かって接近するB船を認めたものの、僚船であり、約1～2ノットの対地速力で近づいてくるので、いずれ停船するものと思い、漂流を続けたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、南進中、船長Bが、前路に他船を見掛けなかったため、航行の支障となる他船がないものと思い、魚群探知機の画面を見ていたところ、衝撃を感じ、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、A船に向かって接近するB船を認めたものの、いずれ停船するものと思い、漂流を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、魚群探知機の画面を見ていて見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が漂流中、B船が南進中、船長Aが漂流を続け、また、船長Bが見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。・ 漂泊中においても、接近する他船の動向に注意し、必要に応じて適切な時機に衝突を避けるための措置を講じること。
-----------	--